

千葉市立幕張海浜病院接遇委員会設置要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、職員の接遇意識を向上することにより、患者本位の医療の提供ができるよう千葉市立幕張海浜病院接遇委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、もって患者サービスの充実に努めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 接遇に関連した患者及び家族又は市民からの意見を収集し、職員全体に周知する。
- (2) 収集した内容から改善の必要があるものに関して検討を行い、検討した結果を職員全体に周知する。
- (3) 接遇に関する意識向上のための啓蒙活動を行う。
- (4) 適切な接遇が現場で行われているか確認するため、必要に応じてラウンドを行う。

(組 織)

第3条 委員会は次の各号に掲げる委員で構成する。

- (1) 医師
- (2) 看護職員
- (3) 医事室職員
- (4) 医事関連委託職員
- (5) 前第1号から第4号に掲げる職員のほか、各部門・職種から委員長に指名された者（数名）

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、医事室長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長の指名による者とする。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員会は、委員長が原則として毎月1回これを招集する。ただし、委員長は、必要なときに臨時に委員会を招集することができる。

(報 告)

第6条 委員長は、審議結果を院長に報告するものとする。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。

附 則

この要綱の制定により千葉市立海浜病院接遇委員会規定は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。